

# 野生鳥獣被害への対策

市では、野生鳥獣による被害に対し、各種の事業を行っていますが、被害を防ぐには、市が対策を行うだけではなく、地域の協力も必要です。  
今回お知らせする点に留意し、野生の鳥獣を寄せ付けない環境の整備にご協力ください。



## 地域で出来る対策

- ▼ 次の点に注意し、野生鳥獣を寄せ付けないようにしましょう。
- ▼ 各家庭では、屋外で保管する生ごみや空き缶などの処理を徹底する。また、ペットのエサについても、屋外に放置せず、保管場所にも十分注意する。
- ▼ 農地に野菜くずや取り残した野菜などを放置しないよう徹底する。
- ▼ また、集落内にある柿や栗などの果実についても、可能な限り早めに収穫する。
- ▼ 農地や人家周辺の茂みの刈り払いを行い、野生鳥獣が身を隠せないようにする。
- ▼ 安全に十分注意しながら、ロケット花火やモデルガンなどを利用し、野生鳥獣を追い払う。
- ▼ 簡易電気柵やフェンスなどを設置し、野生鳥獣が入ってこれないようにする。



ビニールハウスの周囲に設置された電気柵

## 野生鳥獣の捕獲(個体数調整・駆除)

市では、野生鳥獣を適正に保護管理するため、サル・シカ・イノシシの個体数調整事業を実施しています。  
また、農作物や生活環境などに深刻な被害が生じた場合には、野生鳥獣の捕獲(駆除)を実施しています。



くわしくは各地域の担当窓口までお問い合わせください。

本庁農林課	☎(21) 5172
◎農林課	☎(54) 1113
◎農林課	☎(76) 4109
◎観光経済課	☎(93) 3116
◎観光経済課	☎(97) 1133

## 野生鳥獣被害軽減のための緩衝地帯の整備

今年度からスタートした「とちぎの元気な森づくり交付金事業」。

この一環として、野生鳥獣が近づきにくい環境を整備するための事業を実施します。具体的には、緩衝地帯を作り、野生鳥獣の被害が発生し、または発生する恐れのある農地や住宅に隣接する森林の敷化などを解消するといったものです。

この事業を積極的に活用し、野生鳥獣の被害への対策に取り組んでいただける自治会などの団体や森林所有者の方は、前ページの各地域の担当窓口までご連絡ください。

## 森林への被害防除に対する補助

市では、野生鳥獣による森林被害への対策のため、「日光市野生鳥獣森林被害防除対策事業費補助金」を創設しました。これにより、森林への被害防除に対し補助金を交付します。

なお、交付要件は次のとおりです。  
交付対象者

市内に森林を所有して林業を行う人または団体で、市税などの滞納がなく、所有する森林に一定の範囲にわたって野生鳥獣による被害を受けていると市長が認めるもの。

野生鳥獣による被害を防ぐため、立木に資材を設置する事業。  
補助金額

被害を防ぐための資材の設置に要した経費の3分の2の金額(上限50万円)。

補助金制度についてくわしくは本庁農林課 ☎(21) 5172



クマによる被害

## 住民参加型獣害防護対策実践モデル事業

市と県では、野生鳥獣から農作物を守るため、専門家と地域住民の連携による地域環境診断や対策実践、効果検証など、地域が一体となった取り組みを行う集落などのモデル地区を支援しています。

野生鳥獣による被害を防ぐための実践活動費や防護柵などの購入費、事務費など。  
補助金額

## 狩猟免許の取得

狩猟を行うには免許が必要です。県では、狩猟免許取得の試験を次のとおり行います。

- ◎平成20年度狩猟免許試験
- ◎第1回 試験科目 わな・1種・2種  
とき 7月13日(日)  
午前9時から
- ◎第2回 試験科目 わな・1種・2種  
とき 8月27日(水)  
午前9時から

◎第3回 試験科目 わな  
とき 11月26日(水)  
午前9時から

とちぎ 県上都賀庁舎大会議室(鹿沼市今宮町1664-1)

とちぎ 県上都賀庁舎大会議室

とちぎ 県上都賀庁舎大会議室  
県西森林環境事務所  
☎(21) 1180

## 伐採および伐採後の造林の届け出制度

自分の山なら自由に伐採して良いと思っていまいませんか。たとえ自分の山でも、森林を伐採する場合は、事前に届け出をすることが法律で義務付けられています。

◎なぜ届け出が必要なの?  
森林は所有者個人の財産であるだけでなく、多様な機能を持ち、地域に貢献している公有財産でもあります。

このため、市では森林整備計画をつくり、計画に基づいて健全で豊かな森林づくりを目指しています。この計画に沿って適切に森林の伐採が行われるように、届け出をしていただくことになっていきます。

◎届け出の対象となる森林は?  
保安林と保安施設地区を除く民有林で、地域森林整備計画の対象となっている森林。

◎届け出先は?  
森林の所在する地域の担当窓口(前ページ参照)。  
届け出についてくわしくは本庁農林課 ☎(21) 5172